

角 田 市 告 示 第98号

別紙に掲げる者に対する下記通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所事業所が明らかでなく、送達できないため、地方税法第20条の2及び角田市市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、角田市総務部税務課において保管し、送達を受ける者の申し出があれば交付します。

令和8年8月18日

角田市長 黒須 貴



角田市告示第 98号 (別紙)

公示送達者一覧

件数：1件

No.	調定年度	賦課年度	納税義務者氏名
1	R8	R8	高野 壯三